

別記 2

管理運営不適正等により補助金を交付しないこととされた私立大学等又は学部等に係る翌年度以降の補助金の取扱い

- 1 第3条第1項（第2号及び第3号を除く。）に規定する事由に該当することにより、補助金の交付の対象から除外された学校法人（以下「補助対象外法人」という。）及び同条第2項（第1号、第4号及び第6号を除く。）に規定する事由に該当することにより、補助金を交付しないこととされた私立大学等又は学部等（以下それぞれ「補助対象外大学等」又は「補助対象外学部等」という。）については、当該措置を講じた年度の翌年度以降4年間、補助金を交付しないこととする。

ただし、補助対象外法人、補助対象外大学等又は補助対象外学部等（以下「補助対象外法人等」と総称する。）が、当該事由に関し、改善に向けて自主的な努力を行い、かつ、その実績が顕著であって、当該学校法人に対する補助金の交付が、補助の目的の有効な達成に資すると認められるものとして文部科学大臣の承認を受けたものについては、補助対象外法人等とする措置を講じた年度の翌々年度以降、その取扱いの基準を緩和することができるものとする。

- 2（1）上記1ただし書の規定により取扱いの基準を緩和された補助対象外法人、補助対象外大学等又は補助対象外学部等（以下それぞれ「基準緩和法人」、「基準緩和大学等」又は「基準緩和学部等」といい、「基準緩和法人等」と総称する。）については、上記1の期間内に限り、6条及び第7条（第4項を除く。）の例により算出した額に次の表に定める率を超えない範囲内において事業団が文部科学大臣と協議して定める率を乗じて得た額を補助金として交付することとする

区 分	率
基準を緩和した年度	0.25
基準を緩和した年度の翌年度	0.50
基準を緩和した年度の翌々年度	0.75

- （2）基準緩和法人で第3条第1項第2号又は第3号に規定する事由に該当することとなったもの及び基準緩和大学等又は基準緩和学部等で同条第2項第1号、第4号又は第6号に規定する事由に該当することとなったものについては、当該年度に係る補助金を交付しないこととする。

- （3）基準緩和法人等が第7条第5項第2号又は第3号（私立学校振興助成法第5条第4号に規定する事由に基づく減額を除く。）に規定することとなったものについて

は、その状況に応じ、事業団は文部科学大臣と協議の上、上記1のただし書の規定による取扱いの基準を緩和する措置を取り消すことができるものとする。

3(1) 基準緩和法人で第3条第1項(第2号及び第3号を除く。)に規定する事由に該当することとなったものについては、当該年度に係る補助金から同項及び同条第3項の規定を適用することとする。

(2) 基準緩和大学等又は基準緩和学部等で第3条第2項(第1号、第4号及び第6号を除く。)に規定する事由に該当することとなったものについては、当該年度に係る補助金から同項及び同条第3項の規定を適用することとする。

4(1) 上記1の期間経過後においても、補助対象外法人等が、当該事由に関し、改善努力を行わず、又は改善努力が不十分で、当該学校法人に対する補助金の交付が、補助の目的の有効な達成に資すると認められないものについては、補助金を交付しない措置を継続するものとする。

(2) 上記4(1)の規定により補助金を交付しない措置を継続された補助対象外法人等が、当該事由に関し、改善に向けて自主的な努力を行い、かつ、その実績が顕著であって、当該学校法人に対する補助金の交付が、補助の目的の有効な達成に資すると認められるものとして文部科学大臣の承認を受けたものについては、当該承認のあった年度の年度末をもって上記4(1)の措置は終了するものとする。

ただし、当該承認のあった年度については、その取扱いの基準を緩和することができるものとする。

(3) 上記4(2)ただし書の規定により取扱いの基準を緩和された補助対象外法人、補助対象外大学等又は補助対象外学部等(以下それぞれ「基準継続緩和法人」、「基準継続緩和大学等」又は「基準継続緩和学部等」といい、「基準継続緩和法人等」と総称する。)については、当該承認のあった年度に限り、第6条及び第7条(第4項を除く。)の例により算出した額に0.25を超えない範囲内において事業団が文部科学大臣と協議して定める率を乗じて得た額を補助金として交付することとする。

5 この取扱いの規定は、基準緩和大学等を設置する学校法人又は基準緩和学部等が所属する私立大学等を設置する学校法人が、第3条第1項又は第7条第5項第3号に規定する事由に該当することとなった場合及び基準緩和法人が設置する私立大学等若しくは当該私立大学等に所属する学部等、基準緩和大学等に所属する学部等又は基準緩和学部等が所属する私立大学等が、第3条第2項又は第7条第5項第2号若しくは第3号に規定する事由に該当することとなった場合において、当該学校法人及び私立大学等又は学部等について本取扱要領の規定の適用を妨げるものではない。

6 上記2(2), 2(3), 3及び5の規定は, 4(3)の基準継続緩和法人等について準用する。この場合において, 2(2), 3及び5中「基準緩和法人」とあるのは「基準継続緩和法人」と, 「基準緩和大学等」とあるのは「基準継続緩和大学等」と, 「基準緩和学部等」とあるのは「基準継続緩和学部等」と, 2(3)中「基準緩和法人等」とあるのは「基準継続緩和法人等」と読み替えるものとする。

7 上記1の期間(上記4(1)の規定により補助金を交付しない措置が継続された場合にあっては, 当該措置が終了するまでの期間とする。)を経過した補助対象外法人等, 基準緩和法人等(前年度に交付された補助金の額の算出の基礎となった率が0.75のものを除く。)又は基準継続緩和法人等に係る当該期間経過後の最初の年度以降の補助金の額については, 第6条及び第7条(前年度に交付された補助金の額の算出の基礎となった率が0.50未満のものにあっては, 第4項を除く。)の例により算出した額に次の表に定める率を乗じて得た額とする。

ただし, 基準緩和法人等又は基準継続緩和法人等において, 当該算出の基礎となる率は, 次の表に定める率のうち前年度に交付された補助金の額の算出の基礎となった率の直近上位の率が0.75に達する最初の年度までの間においては, 当該直近上位の率とする。

区 分	率
期間経過後最初の年度	0.25
期間経過後2年目の年度	0.50
期間経過後3年目の年度	0.75